定款表紙

平成３１年３月３１日作成

平成３１年３月３１日認証

平成３１年４月５日設立

令和2年6月30日改訂

一般社団法人渋川マリンアクティビティ協会定款

第１章 総 則

（名称)

第１条 当法人は、一般社団法人渋川マリンアクティビティ協会と称する。

（主たる事務所)

第２条 当法人は、主たる事務所を岡山県玉野市御崎２-１３-２１に置く。

（目的）

第３条 当法人は、渋川・王子が岳エリアを中心とした地域活性化を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

１海水浴場の管理

２砂浜やビーチを活用したアクティビティ

３教育文化発展を目的とする講演会等の公演活動

４情報収集及び提供による広報活動

５内外関連機関・団体との交流及びイベントの開催

６住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業の経営

７観光施設、飲食店、宿泊施設等に関するサービス

８スポーツ及び健康のためのトレーニングに関する教室、イベントの開催

９物品の製造、卸、販売。

１０電気の仕入、供給、販売。

１１前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

（公告)

第４条 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法による。

第２章 社 員

（入社)

第1条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

１．社員となるには、書面による申込み後、理事の承認を得るものとする。

（社員の資格喪失）

第2条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

１退社したとき。

２成年被後見人又は被保佐人になったとき。

３死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

（退社）

第3条 社員は、いつでも退社することができる。

(経費の負担)

第4条 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第３章 社員総会

（社員総会)

第1条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年

１月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

第４章 役 員

（員数）

1. 当法人に理事3名を置く。

第５章 計 算

（事業年度）

第１条 当法人の事業年度は、毎年１月１日から１２月３１日までの年１期とする。

第６章 附 則

（最初の事業年度)

第１条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成３２年１２月３１

日までとする。

（設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第２条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

１ この定款の変更は、令和２年６月２１日から施行する。

岡山県玉野市御崎２-１３-２１

安原　賢一

岡山県倉敷市下庄１１０６-２

藤木　祐一

岡山県岡山市北区下中野１２２６-１２

河本　直幸

以上、一般社団法人渋川マリンアクティビティ協会を設立するためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成３１年３月１日

設立時社員 安原 賢一 印

設立時社員 藤木 祐一 印

設立時社員 河本 直幸 印